

平成 22 年 3 月 18 日
内閣府食品安全委員会事務局

食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の決定について

- 1 食品安全委員会では、平成21年度に採択する食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件（以下「自ら評価案件」という。）の候補とされた「トランス脂肪酸」及び「アルミニウム」の2件について、本年2月4日から3月5日まで国民からの御意見・情報の募集を行いました。
- 2 それを踏まえ、3月18日の食品安全委員会において、「トランス脂肪酸」と「アルミニウム」について、自ら評価案件として決定しました。
- 3 その上で、「トランス脂肪酸」については新開発食品専門調査会において調査審議を行うこと、「アルミニウム」については十分なデータを集める必要があることから、まずは必要なデータ集めを行い、データが集まったところで調査審議に入ることを決定しました。
- 4 調査審議に当たっては、今般の御意見・情報の募集で寄せられた「評価を実施する際の手法や考慮すべき点等」に関する御意見等を参考にし、計画的に実施します。